

## 第125回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和3年9月28日（火）18:30～19:30

場 所：県庁6階第1・2会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 報告事項

(1) 沖縄県内の感染状況について

#### 3 議題

(1) 沖縄県対応方針案について

#### 4 その他

#### 5 閉 会

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策：警戒レベル判断指標等の状況【令和3年9月28日時点】

資料1

判断指標		9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	第1段階 発生早期	第2段階 流行警戒期	第3段階 感染流行期	第4段階 感染まん延期
県内の 医療体制	① 療養者数（入院中・宿泊療養中・自宅療養中・入院等調整中）	5,008	4,937	4,864	4,530	4,013	3,325	2,841	2,349	1,972	1,878	1,707	1,547	1,479	1,371	1,252	23人以下	54人以下	329人以下	329人超
	② 【確保済】病床占有率（入院中/確保済病床数）	74.3	71.5	70.4	69.2	66.3	66.4	66.0	67.5	61.7	59.9	58.0	56.4	54.9	48.7	46.3	30%以下	45%以下	70%以下	70%超
	③ 【確保済】重症者用病床占有率（重症者(県基準)/確保済重症用病床数）	53.8	46.2	50.0	56.0	51.9	59.3	53.8	47.8	38.1	40.9	33.3	35.0	38.1	30.0	28.6	10%以下	30%以下	60%以下	60%超
県内の 感染状況	④ 新規感染者数（直近1週間合計）	2,017	1,859	1,752	1,636	1,542	1,376	1,316	1,087	994	906	782	721	685	645	647	14人以下	37人以下	211人以下	211人超
	⑤ 感染経路不明な症例の割合（直近1週間平均）	49.9	48.6	49.0	47.9	48.6	47.4	49.3	48.6	48.5	48.0	49.4	47.7	46.4	44.5	46.2	30%以下	50%以下	70%以下	70%超
	⑥ 新規PCR検査の陽性率（直近1週間平均）	9.3	8.5	8.0	9.3	8.0	7.6	7.3	6.6	5.6	6.1	5.8	5.4	5.5	5.6		1%以下	3%以下	7%以下	7%超
	⑦ 入院1週間以内の重症化率（直近1週間平均）	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	10%以下	15%以下	20%以下	20%超
参考指標	① 【確保済】重症者用病床占有率（重症者(国基準)/重症者用病床数(国基準)）	81.2	59.3	57.9	54.2	46.1	48.1	48.8	49.3	45.1	39.8	38.3	39.4	36.4	36.4	31.4	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
国指標 (病床率 関係)	① 病床占有率（入院中/確保病床数）	61.0	56.1	53.5	49.9	47.2	45.7	44.4	44.8	40.9	38.8	36.5	34.3	33.7	28.4	26.5	未設定	未設定	20%以上	50%以上
	② 重症者用病床占有率（重症者(国基準)/重症者用確保病床数）	124.2	123.9	120.9	114.9	97.0	95.5	92.5	98.5	89.6	79.1	76.1	77.6	76.1	76.1	65.7	未設定	未設定	20%以上	50%以上
	新 入院率(入院中/療養者数)	10.3	9.8	9.5	9.5	10.1	11.8	13.5	16.5	17.5	17.4	18.0	18.7	19.2	17.4	17.8	未設定	未設定	40%以下	25%以下
関係数値	項目名	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28				
	① 【確保済】医療機関病床数	693	677	656	623	614	593	580	573	559	546	531	512	517	491	482				
	② うち【確保済】(県基準)重症者用病床数	26	26	26	25	27	27	26	23	21	22	21	20	21	20	21				
	③ うち【確保済】(国基準)重症者用病床数	101	140	140	142	141	133	127	134	133	133	133	132	140	140	140				
	④ 即応病床(計画)数	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541				
	⑤ うち重症者用即応病床(計画)数	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63				
	⑥ 確保病床数	844	863	863	863	863	863	863	863	843	843	843	843	843	843	843				
	⑦ うち重症者用確保病床数	66	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67				
	⑧ 宿泊施設病床数	702	752	752	752	752	752	752	752	722	722	722	722	722	722	722				
	⑨ 新規感染者数	284	255	229	185	176	107	80	55	162	141	61	115	71	40	57				
⑩ 感染経路不明者数	140	119	125	74	96	50	45	19	73	78	25	54	24	14	31					
療養者数	⑪ 入院中	515	484	462	431	407	394	383	387	345	327	308	289	284	239	223				
	うち(県基準)重症者数	14	12	13	14	14	16	14	11	8	9	7	7	8	6	6				
	うち(県基準)中等症者数	410	383	356	342	327	309	304	301	263	256	256	240	236	205	192				
	うち(国基準)重症者数	82	83	81	77	65	64	62	66	60	53	51	52	51	51	44				
	うち(国基準)中等症者数	342	312	288	279	276	261	256	246	211	212	212	195	193	160	154				
	⑫ 入院勧告解除確認中	529	511	571	531	433	386	375	196	152	163	147	137	131	153	143				
	⑬ 入院等調整中	1723	1764	1596	1474	1282	847	521	429	406	396	341	334	301	272	257				
	⑭ 宿泊施設療養中	296	311	345	342	364	331	325	307	290	275	247	222	219	207	177				
	⑮ 自宅療養中	1945	1867	1890	1752	1527	1367	1237	1030	779	717	664	565	544	500	452				
	⑯ 療養者数 合計(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	5008	4937	4864	4530	4013	3325	2841	2349	1972	1878	1707	1547	1479	1371	1252				

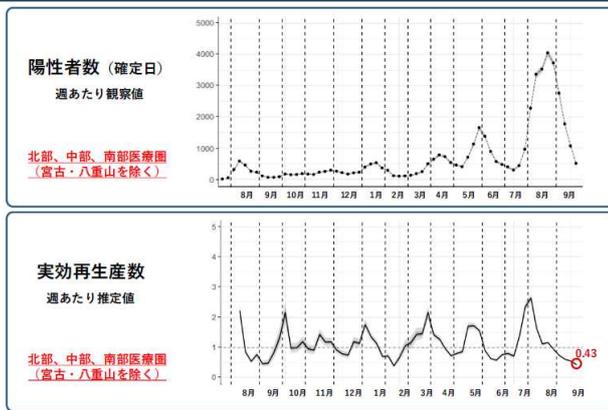
# 沖縄県新型コロナウイルス感染症発生動向報告

沖縄県疫学統計・解析委員会

## 【現状】

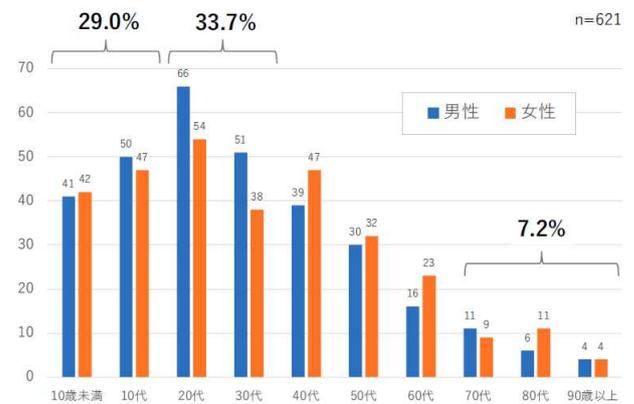
### 新規陽性者数・実効再生産数

図 1 陽性者数の推移と実効再生産数（北部、中部、南部）



沖縄県における先週（9月20日-26日）の新規陽性者数は、621人（先々週 1,314人）でした。沖縄本島（周辺離島を含む）における週あたりの実効再生産数(R)は0.43(95%CrI:0.39, 0.46)（図1）、このうち那覇市の実効再生産数(R)は0.45(95%CrI:0.39, 0.52)でした。また、宮古は0.70(95%CrI:0.38, 1.14)、八重山は0.07(95%CrI:0.02, 0.17)でした。全県的に減少が続いています。

図 2 沖縄県における性年齢階級別症例数（9月20日～26日）



### 年代別推移

年代別では、20代が120人（16%）と最多であり、10代 97人（16%）、30代 89人（14%）と続きます（図2）。40歳未満では、男性に多いことが特徴です。

週あたりの推移をみると、7月以降、高齢者の占める割合は低く保たれている一方で、未成年が占める割合は3割と高いレベルで続いています（図3）。

図 3 年齢階級別陽性者数の推移（週あたり）

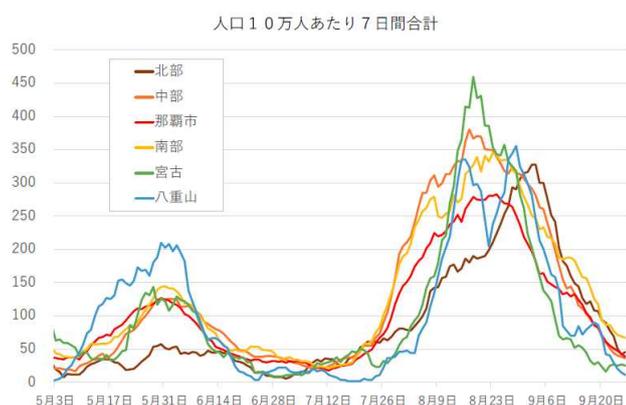


## 幼年・若年層

学校別では、保育園・幼稚園児 15 人（先々週 37 人）、小学生 63 人（先々週 123 人）、中学生 30 人（先々週 60 人）、高校生 13 人（先々週 41 人）、大学生 3 人（先々週 6 人）、専門学校生 4 人（先々週 15 人）でした。

保健所による疫学調査によると、小学生の新規陽性者の推定感染経路は、家庭 32 人（51%）、学童クラブ 3 人（5%）、学校 2 人、親族 2 人、不明・調査中 24 人（39%）でした。中学生では、家庭 19 人（63%）、親族 2 人、学習塾 1 人、不明・調査中 8 人（27%）でした。夏休み後に起こると予想された学校内での集団感染は報告されていません。

図 4 保健所管区別にみる新規陽性者数の推移（沖縄県）



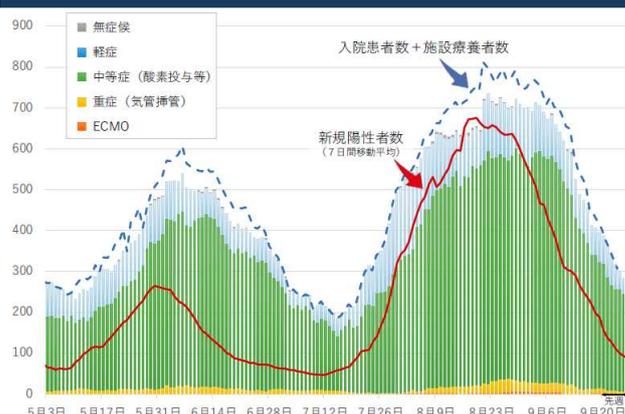
## 保健所管轄区域別推移

保健所管轄区域別（7日間合計）では、北部 47 人（先々週 110 人）、中部 181 人（先々週 415 人）、那覇市 158 人（先々週 336 人）、南部 215 人（先々週 376 人）、宮古 14 人（先々週 17 人）、八重山 6 人（先々週 47 人）でした（図 4）。例外なく、全県的に減少しています。

## 渡航者関連

先週の新規陽性者のうち、疫学調査で渡航歴を認めた者はいませんでした。

図 5 新規陽性者数および重症度別入院患者数



## 入院患者数推移

入院患者数は、先週末（9月26日時点）で284人（9月19日時点 394人）と減少しています。酸素投与など中等症患者 245人（9月12日時点 325人）、気管挿管など重症患者 7人（9月12日時点 15人）と、いずれも減少しています（図 5）。

## 【今後の見通し】

### 県内の流行

沖縄県では、全域において新規陽性者数が減少傾向にあります。今週の新規陽性者数は、さらに減少して400-600 人に至ると推定します。

ただし、地域によっては、シルバーウィークの影響で感染が再拡大することも考えられます。また、緊急事態宣言が解除される見通しであり、ワクチン検査パッケージの活用によるワクチン接種率の向上、第三者認証制度による感染予防対策の維持などが、今後のリバウンドを抑止するうえでの課題となります。

### 入院患者数

今週末までに入院患者数は200-250 人へと減少が見込まれます。気管挿管等を必要とする重症患者数も、現在の再生算数を考慮すると更に減少する事が予想されます（図6）。

図6 今後1週間（9月27日-10月3日）の発生見込み数

分析データ： 新規陽性者数、年齢群別・医療県別入院率： 沖縄県  
年齢群別重症化率： 厚生労働省  
平均期間（入院・重症）： HER-SYS

実効再生産数	新規陽性者数（確定日）			入院患者数※			重症患者数※		
	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5
北部	22	44	89	29	32	36	0.3	0.4	0.6
中部	95	192	387	55	64	78	1.4	1.7	2.2
那覇市	87	175	352	80	92	110	4.9	5.4	6.2
南部	110	221	445	58	68	84	1.0	1.5	2.2
宮古	7	15	30	3	3	4	0.0	0.1	0.1
八重山	4	8	16	5	5	6	0.0	0.0	0.0
合計	325	655	1,319	231	264	319	8	9	11

※ 10月3日時点の見込み数

沖縄県疫学統計・解析委員会

推定感染源が飲食関係の市町村別陽性者数について  
(6月27日～9月25日(速報値))

5/23緊急事態宣言														
	6/27-	7/4-	7/11-	7/18-	7/25-	8/1-	8/8-	8/15-	8/22-	8/29-	9/5-	9/12-	9/19- 9/25	直近 5週間 計
那覇市	6	2	8	21	55	76	59	53	57	31	24	8	5	125
宜野湾市		1	4	5	10	7	9	10	14	11	8	1	1	35
石垣市	1	1	0		1	6	15	12	8	2	6	0	4	20
浦添市	2	1	2	6	9	19	8	12	13	11	6	3	3	36
名護市		8	5	4	3	5	11	3	17	10	2	0	0	29
糸満市			0		6	6	5	5	3	2	4	1	0	10
沖縄市		1	0	2	21	27	26	27	13	5	5	1	1	25
豊見城市	1		2	3	5	4	10	7	5	5	2	2	2	16
うるま市		2	1	3	25	24	16	11	18	8	1	4	2	33
宮古島市	1	3	4		3	20	36	28	16	2	4	4	3	29
南城市		1		1	1	3	2	4	1	0	0	0	0	1
北部保健所			1	1	1	2	1	5	3	4	1	1	0	9
中部保健所	1	5	6	6	9	12	24	20	9	9	4	5	3	30
(恩納村)			0						0	1	0	1	1	3
(宜野座村)			0						0	0	0	0	1	1
(金武町)			0		1	4	9		1	0	0	0	0	1
(読谷村)	1	2	1	1	1	1	8	5	4	2	2	2	0	10
(嘉手納町)			0		1	1		7	2	1	0	0	0	3
(北谷町)		3	4	5	4	5	2	3	2	4	1	2	1	10
(北中城村)			1				2	3	0	1	0	0	0	1
(中城村)			0		2	1	3	2	0	0	1	0	0	1
南部保健所	2	0	0	3	10	9	14	8	7	5	1	1	1	15
(西原町)	2				2	1	4		2	0	0	1	0	3
(与那原町)	0				2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
(南風原町)	0			3	3	3	5	2	3	4	0	0	1	8
(久米島町)							1		0	0	0	0	0	0
(座間味村)								3	1	0	0	0	0	1
(渡嘉敷村)	0								0	0	0	0	0	0
(八重瀬町)	0				3	2	3	2	1	1	1	0	0	3
他県	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
合計	14	25	33	55	159	220	238	207	184	105	68	31	25	413

(確定日ベース)

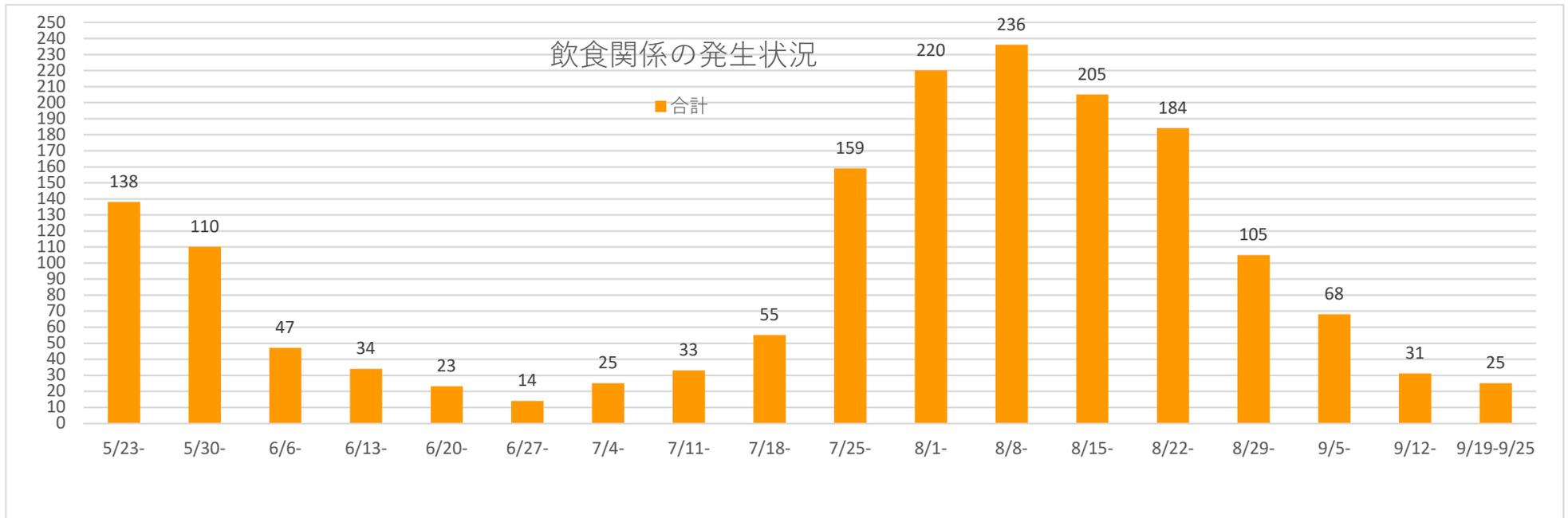
割合	6/27-	7/4-	7/11-	7/18-	7/25-	8/1-	8/8-	8/15-	8/22-	8/29-	9/5-	9/12-	9/19- 9/25	直近 5週間 計
那覇市	43%	8%	24%	38%	35%	35%	25%	26%	31%	30%	35%	26%	20%	30%
宜野湾市	0%	4%	12%	9%	6%	3%	4%	5%	8%	10%	12%	3%	4%	8%
石垣市	7%	4%	0%	0%	1%	3%	6%	6%	4%	2%	9%	0%	16%	5%
浦添市	14%	4%	6%	11%	6%	9%	3%	6%	7%	10%	9%	10%	12%	9%
名護市	0%	32%	15%	7%	2%	2%	5%	1%	9%	10%	3%	0%	0%	7%
糸満市	0%	0%	0%	0%	4%	3%	2%	2%	2%	2%	6%	3%	0%	2%
沖縄市	0%	4%	0%	4%	13%	12%	11%	13%	7%	5%	7%	3%	4%	6%
豊見城市	7%	0%	6%	5%	3%	2%	4%	3%	3%	5%	3%	6%	8%	4%
うるま市	0%	8%	3%	5%	16%	11%	7%	5%	10%	8%	1%	13%	8%	8%
宮古島市	7%	12%	12%	0%	2%	9%	15%	14%	9%	2%	6%	13%	12%	7%
南城市	0%	4%	0%	2%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
北部保健所	0%	0%	3%	2%	1%	1%	0%	2%	2%	4%	1%	3%	0%	2%
中部保健所	7%	20%	18%	11%	6%	5%	10%	10%	5%	9%	6%	16%	12%	7%
南部保健所	14%	0%	0%	5%	6%	4%	6%	4%	4%	5%	1%	3%	4%	4%
他県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※飲食関係の従業員も含めている。

※クラスター発生箇所等店舗箇所が分かる場合は該当市町村に計上

## 各保健所管内の圏域毎の状況（飲食関係）

	5/23-	5/30-	6/6-	6/13-	6/20-	6/27-	7/4-	7/11-	7/18-	7/25-	8/1-	8/8-	8/15-	8/22-	8/29-	9/5-	9/12-	9/19-9/25
北部	0	1	3	0	2	0	8	6	5	4	7	12	8	20	14	3	1	0
中部	45	40	10	13	8	1	9	11	16	65	70	75	68	54	33	18	11	7
南部	24	15	8	6	3	5	2	4	13	31	41	39	36	29	23	13	7	6
那覇	41	31	23	11	8	6	2	8	21	55	76	59	53	57	31	24	8	5
宮古	17	9	2	3	1	1	3	4	0	3	20	36	28	16	2	4	4	3
八重山	11	14	1	1	1	1	1	0	0	1	6	15	12	8	2	6	0	4
合計	138	110	47	34	23	14	25	33	55	159	220	236	205	184	105	68	31	25



# 沖縄県における判断指標と施策

※まん防に移行せず完全解除の場合

		緊急事態宣言 県全体で判定	宣言解除の場合 「県独自措置」 県全体で判定	県独自措置解除後 県全体で判定		
指 標	新規陽性者数 10万人あたり7日間合計	100人以上 (212人/日/県 相当)	25人以上 (53人/日/県 相当)	25人未満を 維持している (53人/日/県 相当)		
	入院患者数 10万人あたり	30人以上 (446人/県 相当)	10人以上 (149人/県 相当)	10人未満を 維持している (149人/県 相当)		
施 策	飲食店	酒類	提供なし	認証店：11～20時 認証店以外：11～19時	感染対策を実施し通常営業 (4人以下、2時間以内の要請は継続)	
		営業時間	5～20時まで			認証店：5～21時まで 認証店以外：5～20時まで
		協力金	4万円			2.5万円
	大規模集客施設	20時まで	時短働きかけ			
	大規模イベント	原則として 中止・延期を要請	ワクチン接種・検査陰性証明 活用の働きかけ (5～21時、5000人以下、収容率50%以内)	ワクチン接種・検査陰性証明 活用の働きかけ (緊急事態宣言解除後1ヶ月は人数等の制限継続)		
県境を越える旅行	原則として 渡航自粛を要請	ワクチン接種・検査陰性証明 活用の働きかけ	ワクチン接種・検査陰性証明 活用の働きかけ			
学校等	分散登校 行事の延期・縮小	感染状況に応じて学級閉鎖、 学年閉鎖、臨時休校 感染対策を実施しながら 行事を開催	感染状況に応じて学級閉鎖、 学年閉鎖、臨時休校 感染対策を実施しながら 行事を開催			
備 考	・県独自措置の期間中に感染拡大の傾向（新規陽性者が前週と比べて増加することが目安）がみられる場合は、リバウンドを防ぐため早期に強い対策を講じる。					

※ 制限を解除した場合でも、大人数や長時間の飲食を控え、同居する家族など固定された親しい人に限定することが望ましい。

## 経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）

**【要請期間】令和3年10月1日（金）～10月31日（日）**

### 実施内容

新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条により、県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

### 区 域

沖縄県全域

## 【感染拡大を抑止するための対策】

### 現況

- 緊急事態宣言解除後の期間は、感染の再拡大を防ぐ重要な局面です。
- 陽性者数は減少し、緊急事態は脱しましたが、医療フェーズは最高の第5段階にあり、一般診療の制限解除には、感染者減少の維持が必要です。
- デルタ株の猛威により依然として地域内流行が続き、家庭内での感染による未成年の陽性者が全体の3割と高い割合を維持しております。
- ワクチンを接種出来ない子ども達への感染拡大が懸念されます。
- 9月末で1回目のワクチン接種が県民の6割を超えたところです。陽性者の9割近くがワクチン未完了者となっております。重症化予防・発症予防効果のあるワクチンの接種を急ぐ必要があります。
- 新型コロナは、一旦減少しても感染防止対策を怠ると容易に再拡大(リバウンド)します。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「居室の換気」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用し、県コールセンターへの相談・かかりつけ医への受診をお願いします。

### 県の方針及び取り組み

- この期間を、感染拡大を抑止させ医療・経済・暮らしを回復させるための準備期間と考える。順調に感染者が減少した場合は、期間内であっても前倒し解除を行う。
- ただし、感染拡大の傾向(新規陽性者が前週と比べて増加することが目安)が見られる場合は、リバウンドを防ぐため法24条第9項に基づく強い対策を講じる。
- 第6波に備えて医療提供体制の拡充に取り組む。

## 県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

### 外出及び移動に関する要請

- 感染拡大抑止期間の外出や移動を控え、特に夜間の外出を控え、混雑している場所や時間をさけること。
- 都道府県間の往来について、必要性をよく検討すること。  
出発前には、**ワクチン接種の完了又はPCR等検査**を受検すること。
- 離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛すること。その他の離島についても往来については必要性をよく検討すること。また、**ワクチン接種の完了又は事前のPCR等検査の受検**を推奨。
- 多人数の模合、ビーチパーティー等の飲食を伴うイベント及び普段から顔を合わせていない人とのイベントは控えること。

### 特にお願いしたい事

- 12歳以上の方は、感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
  - 子ども達の感染を防ぐため、学校、塾、習い事等の感染対策を徹底するとともにオンラインを積極的に活用すること。
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

## 県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

### 会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と。
  - ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力する(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)。
  - ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
  - ◆ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用はやめてください。
  - ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させない。
  - 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

### 感染防止対策の徹底

- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】

## 来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

### 往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、慎重に検討ください。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、**ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認**ください。
  - ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県後、営業時間短縮要請に応じていない飲食店の利用はやめて、「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。  
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
  - ※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

## 飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】

<b>対象施設</b>	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
<b>要請内容</b>	<p><b>〔営業時間短縮等の協力要請〕</b>※営業時間が5時から20時までの店舗は協力金対象外</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ <u>営業時間を5時から20時までの間とする(テイクアウト・デリバリー除く)</u></li><li>➤ (酒類の提供は、<u>11時から19時までとする</u>)</li><li>➤ ※「感染防止対策認証店」においては、<u>営業時間を5時から21時まで(酒類の提供は、11時から20時まで)</u>とすることができる。</li><li>➤ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</li><li>➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合)</u></li></ul> <p><b>〔感染防止対策の協力要請〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 法施行令第12条に規定する各措置を実施すること</li><li>• 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気</li><li>• 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li><li>• 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒</li><li>• マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li><li>• 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)</li><li>• アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)</li><li>➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力</li><li>➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨</li></ul>

## イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。**県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。**
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- **来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。**
- イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率※3		人数上限※4
10月1日 ～ 10月31日※1	<b>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</b> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	<b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演(話芸等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	<b>100%以内</b> (席がない場合は適切な間隔)	<b>50%以内</b> (席がない場合は十分な間隔)	

※1:国の事務連絡に基づき、緊急事態宣言解除後の1ヶ月間は経過措置期間の規模要件の適用となる

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

※3:上記分類は例示で有り、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

※4:収容率と人数上限どちらかが小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

○開催時間は5時から21時までとするよう働きかける(法によらない協力依頼)

## 施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

### 商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)  
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと

### 商業施設、集客施設への働きかけ

- 特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設については、イベントを開催する場合は21時、それ以外は20時までの営業時間を短縮すること(法によらない協力依頼)

※法によらない協力依頼(働きかけ)の場合、協力金の支給はありません。

## 事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

### 事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

### 交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

## 各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 飲食店等への巡回(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ)。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村の取組の好事例を周知促進する(自宅療養支援、濃厚接触者への宿泊助成等)。
- **市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。**
- 保育所等では引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

## 学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること
- 部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと  
(部活動前後による集団での飲食や県内外における合宿等については行わない 等)
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い懇親会や飲み会等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

## 公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら運営し、運営時間は20時までとする。市町村立の公共施設についても、県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

# 医療提供体制の整備



## 1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を指定  
重点医療機関等に要請し病床536床→843床を確保  
入院待機ステーションを設置

## 2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に3ヶ所(計410室)、北部地区(60室)、宮古地区(77室)、八重山地区(55室)  
中部地区(100室) 計702室確保 稼働率の向上に努める  
那覇地区で新たな宿泊療養施設を**10月中旬に開設予定**(200室借上 150室稼働予定)

## 3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施している「自宅療養健康管理センター」の体制を拡充(対応職員増、パルスオキシメーター15,860台、酸素濃縮器200台確保等)、在宅医療(訪問看護等)の拡充

## 4. 看護師・保健師を随時募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

# 重点検査の拡充

## 1. 検査体制の拡充

○検査可能件数の拡充： 9,000件/日(5月)→13,000件/日(8月)

## 2. 行政検査の拡充

○中部地区において濃厚接触者及び接触者向け「沖縄県接触者PCR検査センター(無料)」を設置

## 3. 陽性発生時の一斉検査の拡充

○学校等(小中高校、特別支援、学童、子どもの居場所等)で感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施 →対象を保育所・幼稚園等へ拡充

## 4. 抗原定性検査キットの活用

○医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所・幼稚園等への配布 ※国事業の活用

○その他エッセンシャルワーカー等(交通事業者、建設業、飲食業等)への配布

## 5. 検査事業の推進・強化

○希望者PCR検査の拡大(中部地区の窓口設置) ○飲食店従業員向けの集中検査の実施延長・拡大

○那覇空港PCR検査・抗原検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の実施 ○モニタリング検査の促進

## 6. ゲノム解析による変異株検査体制の構築

○衛生環境研究所でのゲノム解析による新たな変異株流入の早期発見(空港PCR・医療機関との連携)

# 新型コロナウイルスワクチン接種の促進

## 1 ワクチン接種の促進

### ○ 若者世代に対する接種の加速化

- ✓ 接種センター3会場（沖縄コンベンションセンター、県立武道館、那覇クルーズターミナル）において、予約状況に応じ、**当日14時までの受付が可能**
- ✓ 20歳以上39歳以下に優先接種を開始（週2回、先着200名/日 沖縄コンベンションセンター、県立武道館）
- ✓ ワクチン接種に前向きに考えてもらうための働きかけ
  - ・キングス等の協力によるSNSを通じた、ワクチン接種の働きかけ
  - ・県HPへの厚労省ワクチン接種Q&Aのリンク付け
  - ・ワクチンのメリットデメリットやSNS上に流れる情報の真偽を記載したリーフレットを作成し**学校等で配布**

### ○ ワクチン接種の加速化への取組

- ✓ 沖縄コンベンションセンター 最大7,700回/週
- ✓ 県立武道館 最大7,700回/週
- ✓ 那覇クルーズターミナル 最大10,500回/週（10月6日をもって閉場）

### ○ 高齢者等の未接種者把握と接種の実施

- ✓ **高齢者等の未接種者の把握と未接種者に対する接種の再勧奨**

## 2 ワクチン接種機会の拡大

### ○ 接種年齢の引き下げ（沖縄コンベンションセンター、県立武道館、那覇クルーズターミナル）

- ✓ 接種年齢を「18歳以上」から「12歳以上」に引き下げ

### ○ アストラゼネカ社製ワクチン接種の開始（県立武道館）

- ✓ **9月2回、10月1回実施** 接種を希望する40歳以上（特に必要がある場合18歳以上）

# ワクチン接種・検査陰性証明の活用について

10月初旬を目途に活用に向けた「考え方」及び「ガイドライン」を示し、国における制限緩和策が示されるまでの間、インセンティブ型で試行運用を行い、活用推進に向けた議論を深める。

## 基本的な考え方

- ✓ ワクチン接種証明等の活用の前提として基本的な感染防止対策の徹底が必要
- ✓ 沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で活用する
- ✓ 感染症まん延防止の観点から、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- ✓ 民間が提供するサービスにおいて幅広く活用が期待できる。  
＜接種証明書等の提示によるインセンティブ事例＞  
【飲食店：1品サービス、〇〇円割引】 【イベント：入場券割引、優先レーンの導入】 等

## ワクチン接種証明等の確認方法

### ＜ワクチン接種証明＞

- ✓ 国におけるデジタル化が進むまでの間は紙（予防接種済証やワクチン接種記録書）で運用
- ✓ 画像、健康管理アプリを確認することも有効

### ＜検査陰性証明＞

- ✓ PCR検査証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認

# 沖縄県感染防止対策認証制度

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

## 2. 認証制度の対象店舗

①食品衛生法の許可を取得した飲食店（デリバリー、テイクアウト専門店等は対象外）

**【9月27日時点：申請6,156件、認証店5,038店舗】**

②旅館業法の許可を取得した宿泊施設（9月1日（水）より申請受付開始）

## 3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

**CO2センサーとのぼりの全認証店舗への配付、グルメサイト・旅行雑誌への広報掲載**

## 4. 申請や制度について（沖縄県感染防止対策認証制度事務局：050-5526-3041）

※時短要請に応じない等認証店の条件を満たさない場合は取消を行っています。



認証店舗一覧

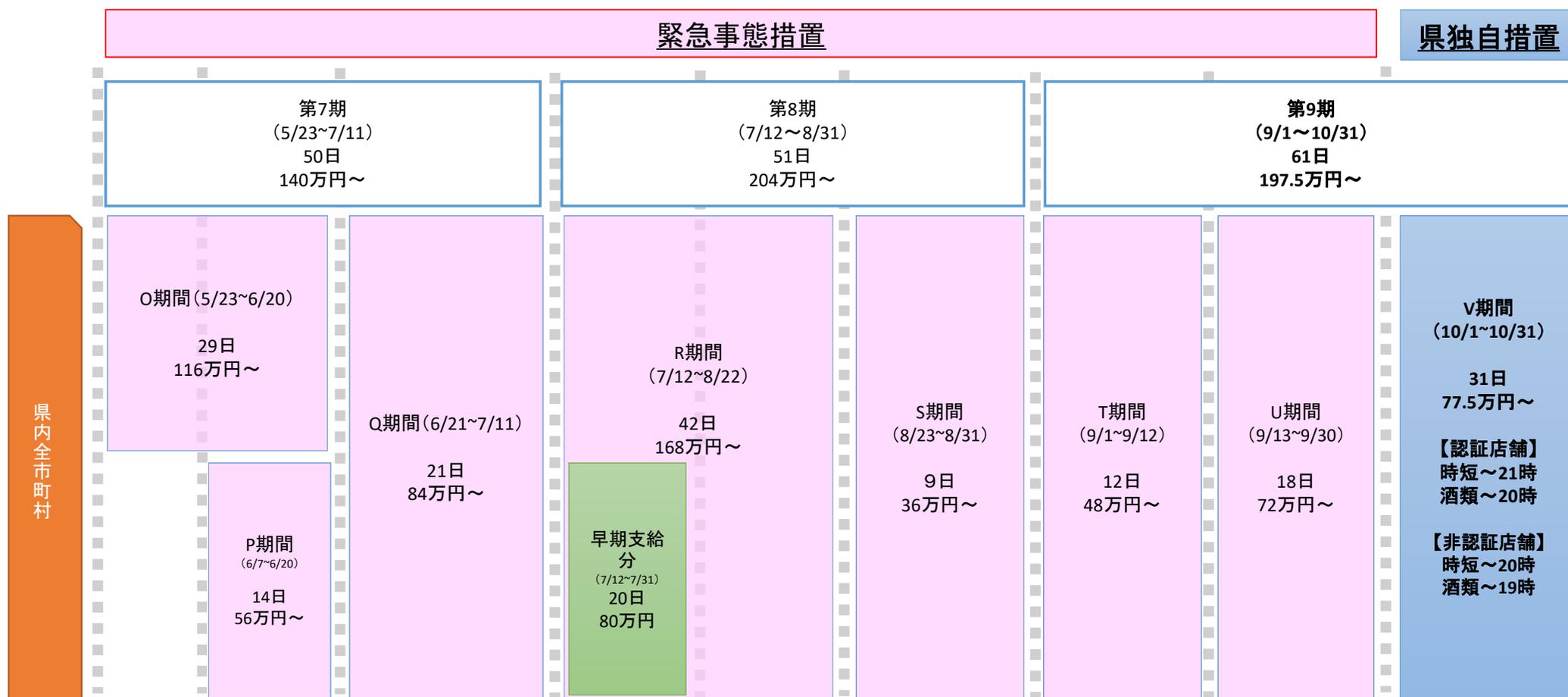
# うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

中小企業支援課:866-2343

- 第7期協力金及び第8期早期支給分は受付終了しています。第8期協力金は、9月6日(月)から10月22日(金)まで申請を受付しています。
- 各協力金の支給状況については、県HPで随時公表しておりますので、ご確認ください。  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/covid19/kyoryokukintop.html>
- 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受付けております。

【算定方法】

- 中小企業（売上高方式）：緊急事態措置：売上高に応じて4～10万円/日、県独自措置：売上高に応じて2.5～7.5万円/日
- 大企業（売上高減少方式※中小企業も選択可）：緊急事態措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日、県独自措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日



【令和3年度】

# 沖縄県大規模施設等協力金

商工労働部感染防止経営支援課Tel.098-917-2872

まん延防止等  
重点措置

緊急事態措置

沖縄県独自措置

協力金対象期間

協力金対象外

第1期  
5/14～5/22  
(9日間)

第2期  
5/23～6/20  
(29日間)

第3期  
6/21～7/11  
(21日間)

第4期  
7/12～8/31  
(51日間)

第5期  
9/1～9/30  
(30日間)

10/1～10/31  
(31日間)

16市町

県内全域

県内全域

大規模施設に対する主な要請

大規模施設に対する主な要請・働きかけ

時短営業

時短営業・土日祝日休業 (6/5・6, 12・13, 19・20)  
(8/7～9, 14・15, 21・22, 28・29) (9/4・5, 11・12, 18～20, 23)

時短営業(働きかけ)

大規模施設 200,000円/1,000㎡

テナント管理把握2,000円/1テナント

1テナント 20,000円/100㎡

1日あたりの協力金

(休業要請の場合) 大規模施設 面積1,000㎡毎に20万円

(時短要請の場合) 大規模施設 面積1,000㎡毎に20万円×(短縮した時間/本来の営業時間)

【協力金申請受付】

第4期: 令和3年9月1日～令和3年10月15日 (映画館運営事業者等を除く)

映画館運営事業者等(第1～4期): 令和3年9月22日～令和3年10月29日

第5期: 令和3年10月1日～令和3年11月12日

# 観光関連事業者等応援プロジェクト支援金について

沖縄県実施

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金  
(月次支援金の乗せ給付)

## 【沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金】

経済産業省の月次支援金を受給した、観光関連事業者をはじめとする幅広い業種の県内事業者に対して、下記の金額を上限に一月分（一回）のみ支援金を給付する。

### 【支援金の上限額】

- 個人事業者 **上限10万円**
- 法人事業者 **上限20万又は30万円**

※2019年又は2020年の4～8月のいずれかの月の売上が

300万円以下の法人事業者 上限20万円  
300万円を超える法人事業者 上限30万円

### 【給付対象事業者の具体例】

- ①旅行関係の事業者（ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど）
  - ②日常的に訪れるお店（飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など）
  - ③映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- ※酒類販売事業者等への支援は別途商工労働部で実施

【申請期間 7月30日～10月31日】 ※10月31日の申請期限は延長予定

経済産業省実施

月次支援金



# おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業

宿泊事業者が行う感染防止対策等に取り組むための経費を補助します。

## 1. 対象者

旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設

(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊施設は除く。)

## 2. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	(1)新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費 補助対象経費例：サーモグラフィー、検温器、マスク、フェイスシールド、消毒液など (2)新たな需要に対応するための取組に要する経費 補助対象経費例：ワーケーションルーム用のWiFi新增設工事、施設内のバリアフリー化など						
補助対象期間	令和2年5月14日から令和3年12月15日						
補助額	1 施設当たり補助対象経費の1/2とし、かつ、下記区分の上限額の範囲で補助します。						
	客室数	1～10室	11～20室	21～30室	31～40室	41～50室	51室以上
	上限額	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円
申請受付期間	令和3年9月13日から令和3年11月15日						
実績報告期間	申請受付審査後から令和3年12月28日						

## 3. 申請方法



経済活動再開に向けた感染拡大抑制期間の具体的実施内容  
(沖縄県対応方針)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

(令和3年9月28日更新)

項目	実施内容
<p>1. 公立学校</p> <p>(1) 県立学校</p> <p>(2) 市町村立学校</p>	<p>○ 県立学校においては、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続する。</p> <p>○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮における感染防止対策を徹底する。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施する。</p> <p>○ 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控える。</p> <p>○ 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。</p> <p>○ 学校の部活動は、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内で練習することができる。練習や大会で体調異変の場合、抗原簡易キットを活用する等、感染症対策に努める。合宿・遠征は行わないこと。また、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。</p> <p>○ 「学校・保育PCR検査支援チーム」による、迅速なPCR検査に協力する。</p> <p>○ 希望する教職員・児童生徒に対するワクチン優先接種について周知する。</p> <p>○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。</p>
<p>2. 県内大学</p> <p>(1) 県内大学</p> <p>(2) 県立看護大学</p>	<p>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を要請する。</p> <p>○ 学生に対しワクチン接種を推奨する。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。</p> <p>県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止</li> <li>2 教育活動について <ul style="list-style-type: none"> <li>授業等については、遠隔授業と分散登校とする。但し、演習及び実習科目は感染予防対策を徹底して対面授業とする。</li> <li>学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面とならない場合は可。</li> </ul> </li> <li>3 研究活動について <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。</li> </ul> </li> <li>4 大学運営について <ul style="list-style-type: none"> <li>業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。</li> </ul> </li> <li>5 学生に対しワクチン接種を推奨する。</li> </ol>

(3)県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠隔授業を継続するが、感染防止対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業を実施する。</li> <li>○ 部活動、課外活動における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。</li> <li>○ 学生に対しワクチン接種を推奨する。</li> </ul>
(4)県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育活動については感染対策徹底し、原則、以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義は通常通り実施する。なお、感染対策の観点から、分割・オンライン形式も活用しながら対応する。</li> <li>・学生に対しワクチン接種を推奨するとともに、先進農家派遣実習前のPCR検査を実施する。</li> </ul> </li> <li>○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。</li> </ul>
<b>3. 高専、私立学校等</b>	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</li> <li>○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。</li> <li>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。</li> <li>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。</li> </ul>
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</li> <li>○ 「学校・保育PCR検査支援チーム」による、迅速なPCR検査に協力する。</li> <li>○ 希望する教職員・児童生徒に対するワクチン優先接種について周知する。</li> </ul>
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</li> <li>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を要請する。</li> <li>○ 希望する教職員・学生に対するワクチン優先接種について周知する。</li> </ul>
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。</li> <li>○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。</li> <li>○ 訓練生等に対し、感染拡大抑止期間の外出や移動は控えるよう要請する。また、会食や懇親会などは、同居家族やいつも一緒にいる方と、4人以下、2時間以内とすることなど、注意喚起を行う。</li> </ul>
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。</li> <li>○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。</li> </ul>

4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。</li> <li>○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請する。</li> <li>○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請する。</li> <li>○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応する。</li> </ul>
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請する。</li> <li>○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。</li> </ul>
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。</li> </ul>
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。</li> </ul>
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。</li> </ul>
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則、中止を要請。</li> </ul>
(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を依頼する。</li> <li>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。</li> <li>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。</li> <li>○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園を検討することを依頼する。</li> </ul>
5. その他の公共的施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営をする。運営時間は20時までとする。</li> <li>○ 感染防止対策の観点から、施設によっては一部サービスの制限及び人数制限等を実施する。</li> <li>○ 市町村立の公共施設については、県と同様の対応を要請する。</li> </ul>
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から開館する。</li> </ul>
②青少年の家	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底した上で、地域の感染拡大状況を踏まえながら利用者の受け入れを10月1日(金)から再開する。</li> <li>○ なお、活動時間は原則20時までには制限する。</li> </ul>
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から利用者の受け入れを再開する。(一部施設は当分の間休室とする)。</li> <li>○ イベント等に際しては、状況に応じて利用者の人数制限等の対策を講ずる。</li> </ul>

④地域環境センター	○ 感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から利用者の受入れを再開する。
⑤博物館・美術館	○ 感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から開館する。(一部施設は当分の間休室)運営時間は20時までとする。 ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。 ○ 貸館等の施設利用者に対して、ガイドライン等に沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
⑥沖縄空手会館	○ 感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から利用者の受入れ(専用利用のみ)を行う。 ○ 道場施設、展示施設、飲食店の運営時間は20時までとする。 ○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。 ○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から開館する。 ○ 感染拡大予防ガイドラインに基づき、常設展示室の入室制限を実施、会議室、ホールの収用人数制限を実施する。
⑧公文書館	○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から開館する。
<b>(2)国営・県営公園</b>	
①県立県民の森	○ 感染防止対策を徹底した上で開園する。ただし、感染防止のため施設の利用制限を実施する。
②奥武山総合運動場	○ 奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)は、感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から開場する。運営時間は20時までとする。 ○ ただし、個人利用については、人数や使用方法等について一部制限を行う。 ○ なお、利用者には各種ガイドラインに沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域は、感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から施設運営する。運営時間は20時までとする。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場は、感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から施設運営する。運営時間は20時までとする。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
⑤県営8公園施設	○ 遊具等及び駐車場は、感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から利用出来るものとする。運営時間は20時までとする。ただし、屋内・屋外施設の利用については、3密対策等感染防止対策の取組状況を確認のうえ、施設毎に検討していくこととする。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 感染防止対策を徹底した上で、開園する。

<p>⑧県営海浜公園 (西原・与那原マリン パーク、あざまサン サンビーチ、宇堅 ビーチ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から開園する。運営時間は20時までとする。</li> <li>○ 遊泳等については、感染防止対策を徹底した上で利用できるものとする。</li> <li>○ 屋内施設のシャワー室、更衣室及び売店等については、感染防止対策を徹底し、人数等入場制限を行った上で利用できるものとする。</li> <li>○ バーベキューについては、県対処方針の県民要請を踏まえ4人以下・2時間以内とし、同居家族や親しい方など普段一緒にいる方同士での利用とする。</li> <li>○ 酒類の提供については、県対処方針の県民及び飲食店への要請を踏まえた対応とする。</li> </ul>
<p>⑨市町村営海水浴場等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の対応について参考を送付し、県営海浜公園と同様の対応を要請する。</li> </ul>
<p>(3)その他</p>	
<p>①沖縄コンベンションセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。施設の運営時間は20時までとする。</li> </ul>
<p>②万国津梁館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。施設の運営時間は20時までとする。</li> </ul>
<p>③沖縄県総合福祉センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から事業を実施する。施設の運営時間は20時までとする。</li> </ul>
<p>④沖縄県男女共同参画センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から事業を実施する。施設の運営時間は20時までとする。</li> </ul>
<p>⑤運転免許センター関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許センター、中部支所、北部支所、宮古支所、八重山支所においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。</li> </ul>